

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局長
各管区警察局長
各管区警察局長

殿

警察庁丁交企発第276号
令和3年6月29日
警察庁交通局交通企画課長

業務に使用する自動車の使用者の義務に関する指導の徹底について(通達)
道路交通法(昭和35年法律第105号)(以下「法」という。)第74条第1項において、業務に使用する車両等の使用者は、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させるよう努めなければならないと定めており、また、法第74条第2項において、業務に使用する車両の使用者は、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守させるよう努めなければならないと定めている。このほか、法第75条第1項において、業務に使用する自動車の使用者(以下「自動車の使用者」という。)にあっては、酒気帯び運転その他自動車の運転に関し一定の違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならないと定めている。

また、法第74条の3第1項に基づき、自動車の使用者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)(以下「内閣府令という。’)で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任する義務を定めており、安全運転管理者は、法第74条の3第2項に基づき、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならないこととされている。その業務として、内閣府令第9条の10においては、運転者の点呼を行うなどにより、自動車の点検の実施状況や、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められている。

今般、千葉県八街市において発生した、多数の小学生が死傷した交通事故を受け、各都道府県警察においては、こうした自動車の使用者における義務が遵守されるよう、事業者に対する指導について、改めて徹底を図りたい。